

令和 3 年 第 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 1 月 12 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和
委員	古巻勲

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 3 年第 1 回教育委員会定例会を開催いたします。 日程第 1、署名委員を決定します。石井委員と古巻委員にお願いいたします。 続いて、日程第 2、教育関係事務報告にまいります。 初めに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。
飯田教育推進 課長	それでは、教育委員会後援名義等使用申請一覧、A 4 横版の資料を御覧ください。 今回は、教育推進課から 2 件、指導室から 1 件のご報告となります。 初めに、教育推進課でございますが、1 件目、行事名は第 2 2 回江戸川区吹奏楽連盟アンサンブルフェスティバルでございます。例年はソロアンサンブルフェスティバルということで実施されておりましたが、今回、規模を縮小する関係でソロ部門を中止にされたということでお伺いしております。後援回数は 2 2 回目でございます。 実施日時、令和 3 年 2 月 1 4 日（日）、9 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分。申請者は、江戸川区吹奏楽連盟の会長でございます。実施会場は、総合文化センター大ホール。事業の対象は、江戸川区立中学校 1 8 校、小学校 1 校、一般団体 1 団体でございます。目的でございますが、区における吹奏楽の振興と発展を目的とし、合奏技法の向上によりアンサンブルの演奏力向上につなげる。また、コロナ禍での演奏機会の提供を目的とする、というものでございます。 経費の徴収は、加盟団体の参加費が 1 人、1 , 0 0 0 円、非加盟団体の参加費が 1 人、2 , 0 0 0 円でございます。賞状・副賞等はございません。後援の内容は、後援名義の使用でございます。 2 件目でございます。行事名、江戸川区少年少女合唱団第 3 4 回定期演奏会でございます。3 4 回目の後援名義となりまして、区の後援の申請もしてございます。 実施日時、令和 3 年 3 月 2 8 日（日）、申請者は、江戸川区少年少女合唱団の団長でございます。会場はタワーホール船堀大ホール、事業の対象は、区内外の児童・生徒、また区民でございます。 目的でございますが、合唱団の 1 年間の練習成果を発表するとともに、区内小中学校の合唱活動の発展、区の音楽文化の振興に寄与するというもので

	ございます。 経費の徴収といたしましては、団員の参加費が1人、5,000円、一般の入場料が1人、1,000円でございます。賞状・副賞等はございません。後援の内容としましては、後援名義の使用でございます。 二つの団体ともに申請者からお伺いしているところとしましては、新型コロナウイルス感染症の予防の対策を講じた上で実施したいということでございます。 また、現在、区内の小・中学校におきましては、歌唱や管楽器の使用等飛沫感染の拡大の可能性がある活動につきましては、緊急事態宣言が終わるまでは中止ということで、各区内の学校には通知をしてございます。この旨も各団体のほうにはお伝えをしてございます。その上で、緊急事態宣言の延長など今後の状況により中止も含めて検討したいという旨もお伺いしているところでございます。それぞれの団体から企画書、予算書を参考につけさせていただきました。
近津指導室長	私から1件、ご報告申し上げます。行事名は、第66回全国夜間中学校研究大会でございます。申請者は、全国夜間中学校研究会会長でございます。事業の目的でございますけれども、夜間学級における教育課題を解決するため、全国各校の教育実践を持ち寄り、研究協議及び情報交換を通じて教職員の資質向上を図ることを目的とするものでございます。 後援の内容でございますが、江戸川区教育委員会の後援名義ということで、区の後援名義は申請してございません。 なお、今回は今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で誌上発表というふうにされております。3月中にこの研究誌を発行することで発表会に替えるということでございます。 経費の徴収は基本的にはございませんが、この発表会の大会発表誌、資料代として必要な方には一部当たり1,500円ということでお渡しするということでございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
古 巻 委 員	教育推進課のほうから出ている2件ですが、今後のコロナの感染の状況にもよると思いますが、万が一中止という形になった場合の事前の手を打つよ

	うには主催者側の、例えば、リモートだとかオンラインとかでやるとかそういうことまではお話はございませんでしょうか。
教育推進課長	今回、こちらの2団体につきましては、いずれもリモート、オンラインのほうは検討しているという話は聞いておりません。
古 巻 委 員	なるほど。オールオアナッシングですね。分かりました。
教 育 長	吹奏楽のほうは定期演奏会がありまして、そのときは中学校の子どもたちだけですね、そのときの後援名義の話の中で本当に完璧に感染防止対策をしながらできるかなと皆さんから心配の声もいただいて、私も見にいったんですけど、実際に完全に対策をやっていただいて、本当に出る間際の子たちがいて、その保護者だけが見る、その子どもたちが終わるとさっと引く、入れ替えでやっていました。終わってから子どもたちは、ロビーで記念撮影したりしながらすごく喜んで、親御さんもすごく喜んでいました。 それにならって今回、吹奏楽連盟の会長さん、また同じような形の中、年度末なので最後やらせてあげたいということでこの企画をしたということでした。ただし、今、学校のほうで部活ができなくなって吹奏楽ができない状況なので、延期になった場合どうするかを直接電話で聞きました。今の段階では、学校の吹奏楽顧問の先生からはぜひやってほしいという声があり、子どもたちにとって何の楽しみもないままになってしまうからぜひやってあげたいところだが、その時には中止するということでした。 今回はそういった形で学校の子たちだけなので、ポスターやチラシも配布せず、後援名義だけです。今までずっと教育委員会に後援していただいたので、我々は教育委員会と一緒にやらせていただいているという気持ちがあるので、ぜひ今回も、ポスター貼ったりチラシを置いたりすることはしないんだけれども、ぜひお願いしたいというお話がありました。
蓮 沼 委 員	それに関連して、アンサンブルフェスティバル、都大会のほうは中止になったんですね。可能性は残しておいてということですね。
教 育 長	何とかできるといいですけどね。
石 井 委 員	34回の定期演奏会のほうについてお伺いしたいのですが、予算(案)を拝見いたしますと、演奏会のチケット売上げというのはもともと計上されて

	はいないのですが、これは一般の入場者がいないということを予想してのことでしょうか。
教育推進課長	先ほどご報告した際には一般の入場、1,000円ということで申し上げました。その可能性は残しているんですけども、この予算書では仮にそれが全く一般の入場者が見込めない場合でも予算が組み立てられるようにということで、今回ご準備いただくというふうにお伺いしております。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	よろしければ、この報告事項を了承いたします。 次に、児童・生徒に関する文書の紛失についての報告をお願いいたします。
指 導 室 長	私から、児童・生徒に関する文書の紛失につきましてご報告申し上げます。資料を用意いたしましたので、御覧ください。 先般、昨年8月に江戸川区立鹿本小学校で発覚いたしました文書の紛失、指導要録の紛失がございました。それを受けまして、全校に指導要録の保管状況に関する調査を行いました。その結果、区内9校におきまして、指導要録様式1及び様式2の紛失があったことが判明いたしましたので、ご報告申し上げます。 紛失のあった学校とその内容でございますが、その一覧にある学校でございます。内容も一覧のとおりでございます。合計430名分、432件ということで、2名につきましては、様式1と様式2の両方の重複の紛失ということでございます。 経緯につきましては、先ほど申し上げましたとおり8月5日に鹿本小学校におきまして、紛失の報告がございました。9月17日に全校点検ということで指示を出しました。9校から報告があり、以降、教育委員会が調査をしておりました。10月25日には東京都教育委員会へ報告するとともにプレス発表もしてございます。 紛失の原因ですが、紛失年度がかなり古いものもありまして、正確に特定できない部分もあるのですが、多くは廃棄年度を誤って廃棄してしまった可能性が高いというふうに考えてございます。 今後の対応でございますけれども、再発防止の徹底と指導要録の保管方法

	につきまして、改めて各学校に指示をいたしたところでございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
石 井 委 員	ちなみになのですが、様式 1 と様式 2 はそれぞれ何年間保管ということになっているのでしょうか。
指 導 室 長	様式 1 は、卒業後 20 年間、様式 2 は、卒業後 5 年間でございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。すごく変な質問になるかもしれないのですが、こういうものは副校長先生が管理されているという理解でよろしいでしょうか。
指 導 室 長	基本的には、学校の中のこうした保存文書等をおさめる金庫がでございます。その金庫の中に入れております。大体その金庫は、一般的には校長室、あるいは校長室の近くの部屋等にございまして、基本的な文書責任者ということになれば、校長ということですが、日常的に例えばこういった文書を出して作成をしますとかあるいは追記をしますという際には、副校長が校長に鍵を借りて開けるということでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
古 巻 委 員	この表を見まして、下の 4 校は「写」なので原本があるということで、そういう理解でよろしいですね。
指 導 室 長	「写」と申しますのは、いわゆる転校した児童・生徒、転校してきた児童・生徒のものでございます。転校してきた児童・生徒は、転校前の学校から、前籍の学校までに在籍していた期間のものの写しをいただいて、コピーをいただいて自分の学校に在籍しているものと合わせて保管をすることになってございます。その写しという意味でございます。ですので、原本は前籍校にあるという理解でございます。
古 巻 委 員	すると、どうしても必要になったときには、元の学校に問い合わせるということは可能なのでしょうか。

指 導 室 長	さようございます。
古 巻 委 員	それとあと、これは蓮沼委員にお伺いしたいのですが、様式 1 とか 2 というのは、実際に学校の現場で活用されたり、なければいけないような事態というのはよく起きるのですか。
蓮 沼 委 員	中学校だと、問題行動とか犯罪をした場合など、中学校時代どういう生徒だったか、欠席が多いとか、真剣に何かに組んでいたとか、そういったことを書いたりするんですよね。そういったときに使う、当時の教職員が残っていたらいいですけども、結構いなくなって分からないとそういう記録で使うと。 あと、もちろん進路関係で、学校辞めて受け直すとかというようなときに使うこともありますけれども、ですからとても大事ですよ。 あと、最近のもそうですけど、監査の対象とかには基本的になっていない部分で見落としがちなので、今回こういうことありましたけれども、指導室のほうで学校にすぐ調査をかけてこういう形で洗い直していただいてよかったな、これからまたしっかり気をつけていけばいいのかなというふうに思っています。
古 巻 委 員	あともう一点いいですか。こういういわゆる文書についてなんですけれども、文書の取扱いということと、1 年間の間で期日を決めてここにある文書を全部点検するとかそういう機会というのはあるのですか。
指 導 室 長	指導要録に関しましては、基本的には年度当初に様式 1 は新しく担任になった者が担任印であったり校長印であったりというものを押して、また、クラス名とそれから出席番号等を記載いたします。様式 2 は年度末に 1 年間の学習の状況、それから学校生活のことを記載して、それを保管するという形になります。ですので、少なくとも年に 1 回は目に触れる機会がございます。 ただし、卒業後は、学校に保存文書として保管いたします。以降、先ほど蓮沼委員がご説明くださったような場面以外で、こうした卒業生の指導要録を引き出してきて何か文書を作成するというのはごくまれでございますので、一旦しまってしまうとなかなか所在の確認は、もちろん閉じてあるものですので確認をすることはございますが、一つ一つ中まで細かくということは余り行われていなかったというのが現状でございます。

古 巻 委 員	一般的に出版会社とかそういうところが、必ず年度末とかある一定の期間に総点検といいますか、在庫点検を必ずするんですね。総力挙げて。チェック表作ってやるのですが、そういうのを学校ではやっていなかったとしたら、今後、ちょっと大変ですけどもこれやるとかね。そういうことでもしないとなかなかこういう事件なくなるので。
指 導 室 長	ご指摘のとおりでございまして、私どもから学校には年度末、あるいは年度当初、必ず保管文書の総点検ということは学校として行うようにという指示を出させていただきました。 また改めてですが、現在これらの指導要録につきましては、様式1も様式2もどちらも校務支援システム、電子上で作成してございますので、基本的にはそちらのほうにデータは残るというふうな形を取ります。卒業後も打ち出した後の文書につきましては、これは今までどおり文書保管でございますので、先ほどお話しいただいたような形で総点検するということも実施してまいりたいというふうに考えております。
古 巻 委 員	分かりました。よろしくお願いします。
庭 野 委 員	私も経験上のことを申し上げますと、学校統合したときにはしっかりと廃棄とか保存とかということをするんですけども、金庫の中に余裕があるんですね、空間的な。物理的な空間、余裕があると、自分のときはと校長が、私なんかそうなんですけれども、取っておいて毒にはならないということで、取っておくということを何年前、10年以上はやっていました。どうしてもそういうのが続いていたのかなと思うんですけども、今はできるだけ保存年限を守ろうというふうに気運が強いんじゃないかなというふうに思っています。
古 巻 委 員	システムがしっかりしていればいいですが。かけ始めが肝心ですね。
庭 野 委 員	3校が統合したのですが、そのときには3校でしっかりとちゃんとみんな見て、一つの書類の金庫に入らないのでそれは処分しようということで処分したんです。そうでないとなかなか古いのは見ないという。
古 巻 委 員	分かりました。ありがとうございました。

教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）対策を講じた上での令和２年度卒業式（幼稚園修了式）及び令和３年度入学式（幼稚園入園式）の実施についての報告をお願いいたします。
指 導 室 長	それでは、私から新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での今年度の卒業式及び来年度の入学式の実施についてということでご説明申し上げます。 それにつきましては、例年通常どおり卒業式、入学式は行っている際にはご報告はしてございませんが、今回、新型コロナウイルス感染症に伴う卒業式、入学式と、そこで改めて学校に通知をいたしましたので、ご報告を申し上げます。 まず、資料の１枚目を御覧ください。日時でございますけれども、予定された日程で実施をするということで、現時点では卒業式も入学式も実施ということで考えてございます。それから、内容等精査し、１時間程度で計画して１時間程度で全て終了するように学校のほうには通知をいたしてございます。 参列でございますけれども、当該児童等の保護者の参列は、式典会場内に参加する保護者は各ご家庭１名とさせていただいて、例えば、「別室等で同時中継等で映像等による視聴を行う場合には複数ご来校いただいても構いません。」ということでございます。 なお、現在、来賓につきましては検討中ございまして、今後の状況等を見ながら後日連絡させていただくということでございます。 在校生が参列する場合は、原則代表者のみということで、いわゆる送辞、贈る言葉などを述べる生徒を１名、代表が出席するということを考えてございます。この辺につきましては、原則とさせていただいているのは、学校規模にもよるところが大きいかなと思いますので、そこは学校ごとに児童数等を見て考えていただければというふうに思っております。 式の内容でございますけれども、校長式辞、卒業証書授与、送辞、答辞等全ての場面において、マスクを着用したまま行うことということ。 それから、（６）でございますけれども、呼びかけを実施する場合には、

飛沫拡散の可能性があるため代表者がマイクを使用する、あるいは事前に録画したものを放映するなどして、その場で大きな声を出すということがないように工夫をして実施をしていただくということでございます。

裏面を御覧ください。

式歌等の取扱いにつきましてですが、国歌斉唱につきましては、式次第には国歌斉唱と記載した上で、起立を促し式典会場内においては、歌唱は行わずＣＤ等に録音された歌唱入りの国歌を流すということで、斉唱は行わないというふうに考えてございます。

その他でございますけれども、飛沫拡散の可能性がある歌唱等は行わない。校歌等につきましても、同じくＣＤ等に録音された歌唱入りの楽曲を再生するという、吹奏楽の演奏は行わないというふうに考えてございます。

その他といたしましては、３０分を目安に換気をして、参列者の間隔を１メートル以上確保するなど各学校ごとに感染症対策を実施していただきます。

保護者への周知でございますけれども、現時点の予定として周知していただくとともに、新入生の連絡メールを新規登録して活用するという、こちらにつきましては、現在調整中でございます。

なお、その次のプリントでございますが、「新型コロナウイルスの感染症対策の徹底」ということで、今般、緊急事態宣言が発令されました。これに基づいて学校運営につきまして、１月８日付で各学校に通知をいたしております。

一つは、学校運営については、感染症対策を徹底しながら学校運営を継続すること、それから、感染症対策につきましては、また別途１月５日付で細かい通知を出してございますので、そちらのとおりとすること、対応期間につきましては、緊急事態宣言が解除されるまでとすることということで、緊急事態宣言が解除されるまでは、その次のような形で取組をしてまいりたいというふうに思っております。

その次ですけれども、まず、保護者の皆様へということで、区長、教育長連盟で保護者向けのメッセージをお出しいただきました。各学校とも感染症対策を講じながら学校教育を継続しますというメッセージでございます。具体的な制限される教育活動については、その裏面にお示しして、保護者のほうにもお示しし、これは教育委員会のホームページ並びに各学校のホームページにも掲載をしていただいているところでございます。

具体的な教育活動の細かい内容でございますけれども、その次の１月５日付

	の通知に細かい内容としては、児童等に対する指導、それから家庭における感染症対策の議題、教職員の健康管理の徹底ということで、2枚つづりの通知を出しております。その中では、特段ご報告すべき点は、例えば部活動については、この通知自体は「1月中」となってございますが、次の通知で「緊急事態宣言解除まで」となっておりますので、緊急事態宣言の解除まで部活動は中止すること、学校行事については、学年を超えて一堂に集まるような活動は延期または中止すること、泊行事は延期すること、ということで学校に通知をしたものでございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
蓮 沼 委 員	各学校のホームページ見させてもらっていますけれども、指導室が発出したものを参考にこういう形でやってくださいというのは、学校によっては工夫して掲載していますね。
古 巻 委 員	余計なことかもしれませんが、いつも指導室長からショートメールで感染の状況が逐一お知らせいただいておりますが、やっぱり家庭での感染が極めて高いし、実際数が多いようですので、家庭に対する注意をもっと、なんていいですかね、強く呼びかけるような、そういう措置をしてはいかがかという感じがいたします。生徒の対応、保護者の皆様へとありますが、大変申し訳ない言い方ですが、もっと危機感をあおるような、ある意味で正しく恐れようじゃないですけども、「家庭での感染が増えていますと、ご注意ください。」とか、そんなようなことで、そういう強い注意呼びかけをお願いできればなと思います。家庭で一生懸命感染予防をしてもなかなか難しい問題ではあると思うんですけども、どこでどうなるか分からないので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。
指 導 室 長	1月5日付の通知では、大きな3番として「各家庭における感染症対策のお願い」ということで、こちら学校から各ご家庭にこうした3密の回避、正しい手洗い、せきエチケット、あるいは毎朝検温や健康観察、それ以外に例えばタオルを共用しないであったり、不要不急の外出を避けるであったり、移動、県境をまたぐ移動は自粛してください、ステイホームをしてください、買い物などということで、かなりご家庭の生活の中に踏み込んだようなこと

	も学校からお知らせくださいというふうな願いはしてございます。こちら区長名といたしましては、「各ご家庭におかれましても基本的な感染症予防策を徹底してください。」ということでお伝えをしているというところでございます。
古 巻 委 員	単純な話かもしれませんが、先ほど拝見してなるほどなと思いましたが、各家庭にイラスト入りで、具体的なものを、何か一目で分かるようなものを配ってみるのもいいのではないかなと。怖いんだよと、もっともっとPRしていけないと、気をつけよう、感染対策気をつけようとかお願いしたいということではなくてもっと強く言ってもいいような、これは私の個人的な意見ですけれども、どうでしょうか。
教 育 長	今のは、あくまでも学校の保護者向けという形でして、区民向けという形では区長がいろいろ出していますので、チラシやポスター、ホームページもそうですけれども、そういう形でやっています。
古 巻 委 員	まだまだ慣れもあるし、コロナ疲れもあるし、油断もあるかもしれませんがけれども、これは大人もありますけれども、子どもたちの間にもその辺のところ蔓延しているとしたらそれは決してよくないことですので、ぜひその辺の手は打っておきたいなという気が私はいたします。
教 育 長	親に対してどこまでできるのか、もちろん一般論としてなるべく皆さん気をつけてください、感染しないように手を洗ってくださいはいいいんですけど、実際に陽性者が多数出た場合に、その親に対してどうだという形で、今度そっちのほうに意識が向くことなどが考えられまして、デリケートな問題だと思います。
古 巻 委 員	緊急事態宣言が出ていても、今、まちの中の人出が減らないし、電車の中だって決して減ってはいないですね。やっぱりそういう大人側の問題があるような気もするんですけれども。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 続きまして、江戸川区立学校における宿泊行事の変更についての報告をお願いいたします。
指 導 室 長	私から、区立学校における宿泊行事の変更について、ご報告申し上げます。 これは今年度のということではなく、来年度以降の宿泊行事についての基本的な考え方、その部分を整理させていただきましたので、そのご報告でございます。資料A 4 横版カラー刷りのものを御覧ください。 現在、宿泊行事大きく4つございます。小学校5年生のセカンドスクールもしくはウインタースクール、小学校6年生の日光移動教室、中学校2年生の林間学校、中学校3年生の修学旅行でございます。それぞれ実施期間と泊数について、今、そのような形で示されてございます。これらについて、主に令和3年度以降、そこに記載のような基本的な考え方で実施をしたいというものでございます。 一つは、小学校5年生のセカンドスクール、ウインタースクールについては、現在、泊数が「3泊4日」と規定されているものを「3泊4日以内」とさせていただきたいと思っております。これによって、例えば、2泊3日で計画をする学校が出てくる、あるいは、その活動内容等によっては3泊4日で計画をする学校が出てくるということでございます。 日光移動教室につきましては、特に変更はございません。 中学校2年生の林間学校でございますが、こちらも現在「2泊3日以上」となっているものを「2泊3日以内」とさせていただき、原則夏季休業期間中に行っていたものを通年、いわゆる授業期間中に行うことも可能とするものでございます。そのために現在は林間学校というふうな名称でございますけれども、今後、中学校2年生の宿泊行事につきましては、宿泊行事名を検討する必要があるというふうに考えてございます。 また、中学2年生はチャレンジ・ザ・ドリームを行っております。5日間の職場体験ですけれども、これが例えば、宿泊行事を授業期間中に実施することによって職場体験を夏季休業中に実施すると、これによると、例えば、どうしても職場体験の期間が集中しがちだったものが分散しますので、これによって事業者のほうも受けやすくなるということで、チャレンジ・ザ・ドリームも実施しやすくなるということでございます。 それから、中学3年生の修学旅行につきましても、現在、「2泊3日以上」となっているものを「2泊3日以内」というふうにして、学校で実施をするというふうに考えてございます。

	以上、このような形で今後、中学校所帯、小学校所帯それぞれ話し合いを進めながらこういった方向で実施をしていくと、検討してまいりたいというふうに考えてございます。
教 育 長	ありがとうございます。 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問いかがでしょうか。
庭 野 委 員	学校の実施しやすさを考えていただいて、3年以降の変更ということになったんだと思いますけれども、例えば、セカンドスクール、ウインタースクールも空いている夏のところは変わりがないということなののでしょうか。修学旅行についても同じですけれども。
指 導 室 長	そのとおりでございます。
庭 野 委 員	そうですか。ということは、例えば現在、セカンドスクールというと、学校裁量となっている宿泊施設は、学校裁量ですので広げてもいいということになるのでしょうか。ほかのところも同じですけれど。
指 導 室 長	学校のほうで見つけていただくことも可能でございます。
庭 野 委 員	今の状況で学校でいろいろ見つけてくるという、そういう意欲的な学校というのはあるのですか。どうでしょう。
指 導 室 長	これはまた後ほどご報告と思っていたんですけれども、現在、幾つかやはり急な日程の変更で、予定をずらして詰めなければならない事項で、宿泊場所が見つからないというところで、学校のほうでこれまでの過去の経験等から校長が宿泊先、受入先を見つけたというようなこともございます。そういったような形で、今後もこの基準にのっとりながら学校のほうで運営をやすくしていければいいかなというふうに考えてございます。
庭 野 委 員	分かりました。コロナのことがございまして、学校が非常に苦労されているんだと思いますけれども、そういった余地がたくさん残されているということであると、学校としてもやりやすいんじゃないかなというふうに思いました。

教 育 長	今までかなり学校を受けいれてもらっていたところ、それがすっとんと穴が開いてしまって、校長先生が自ら「私が前いた区ではここ使っていた。」と話つけてきていただいて、十日町を新規に今回開拓していただいて、何校かそこに行くということになりました。十日町の方もすごく喜んでいただいて、江戸川区さんとながりができたと、ぜひ来年度以降も引き続き来ていただきたいということでした。そんな形でつながるのもいいかなと思うし、やっぱり校長先生すごくそういった力をお持ちだなということを改めて感じました。
庭 野 委 員	ありがとうございます。今、十日町というお話出たんですけど、私の田舎なので、大分いいということを聞いておりますので、ぜひ続けてください。
教 育 長	非常にありがたかったですね。
庭 野 委 員	ウエルカムなんですよ、本当に。大学でもあそこお願いして、1か月間行かせていただいているんです。よろしくお願いします。
教 育 長	私も聞きたいんですけど、今回泊数を移動教室以外はいじるじゃないですか。実際、今、実態はどうなんですか。全ての小学校であったり中学校であったりというのは。
指 導 室 長	まず、現在、ウインタースクールは、今年度限定は3泊4日でした。それが今回、この状況で日程を縮めましたので2泊3日で実施をされていきました。学校の状況からすると、やはり初めて宿泊に行くのが小学校5年生、初めて宿泊に行く小学校5年生が3泊4日で、次に宿泊の6年生が2泊3日と、逆転現象が起こっていることから、やはり小学校5年生については2泊3日で実施をしたいという学校が多くございます。 ただ、セカンドスクール等につきましては、実施する内容、それから、これまでセカンドスクールを実施してきた地域との関わり等もございまして、これにつきましては、3泊4日で今年度計画を立てておりました。次年度以降、またそういった内容等検討しながら泊数等は決まってくるのかなというふうに思っております。
教 育 長	林間学校はこれ2泊3日以上になっていますけど、じゃあ3泊4日という学校もあるのですか。

指 導 室 長	林間学校の３泊４日という学校はございません。
教 育 長	修学旅行も２泊３日以上となっているけれども、全校２泊３日。
蓮 沼 委 員	私が現職にいたころから要望があるし、これは校長会としてはありがたいかなというふうに、ずっと検討課題にしていただけないかということで話していました。とても学校現場からしたら裁量が拡大されて、要するに夏休みに集中しちゃうと２年生なので、都大会とかいろいろなイベントと重なってしまうのが多いんですよ。その辺でどうかなというところもあって、子どもは林間とか行きたいけど行けないという子が出たり、あるいは、大人数で、個人競技ならいいですけど、集団競技で都大会とかその学年がいらないとどうのこうのなんていう問題にもなっていたので、こうやって柔軟に対応していただけるととても喜ばれるのかなと思います。ありがとうございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまのご報告を了承いたします。 次に、教職員の人事についての報告にまいります。 この報告事項は、人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第１３条に定める秘密会により審議をしたいと思います。この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕
教 育 長	次に、「日曜」不登校相談の実施についての報告をお願いいたします。

近津教育研究所長	私から「日曜」不登校相談の実施についてということでご報告を申し上げます。 例年実施をしてございます「日曜」不登校相談でございますが、今回２回目ということで２月１４日（日）、９時から１６時までグリーンパレス教育相談室で行われます。江戸川区在住、あるいは在学の不登校及び不登校傾向の小・中学生の保護者、本人、８組を予定してございます。実施内容としては、個別の教育相談で、１回の相談時間がおおむね８０分ということでございます。 添付してございます「日曜」不登校相談のお知らせというこちらのプリントのほう、学校を通して該当しそうなお子さんに配付していただきますとともに各学校サポート教室等々へも配付いたしまして周知を図っていくものでございます。
教 育 長	この件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
庭 野 委 員	この「日曜」不登校相談というのは、定員が８組ですけれども、５割以上は埋まる状況なんでしょうか。
教育研究所長	年２回実施をしてございます。昨年の９月実施は、定員８組のところ７組、２月は、８組のところ６組、今年度９月に実施したのは、８組のところ７組ということでご相談いただいております。
庭 野 委 員	これは要望の多いものですので、コロナのことがなければうまく実施していただけたらいいなというふうに思います。ありがとうございます。
教 育 長	これは緊急事態宣言が終了しなくてもやるということでいいですか。
教育研究所長	今のところ、実施する方向で考えてございます。
教 育 長	それが収束しなくても大事なことであるからやると。８０分ってかなり長い時間面談という形になるんだろうなと思いますけれども、相談室のほうはその辺の環境というかその辺は大丈夫ですか。
教育研究所長	アクリル板など対応してございます。

教 育 長	要は、ドア開けっぱなしというわけにもいかないからドアは閉める、窓もないしというところ。
教育研究所長	相談室が幾つかございまして、窓がある相談室もございますので、そちらのほうを使って換気をしながら順次人を入れ替えて、この８組というのは一度にということではなくて、順番に来るシステムでございますので、その中でそういった場所で情報が漏れないように気をつけながら実施をしたいと思っています。
教 育 長	そういうふうに相談受ける側も、しっかりやっていただいて、どちらのほうにも不安がないように進めてください。
古 巻 委 員	逆に相談受ける側の人がある辺の今、教育長おっしゃったようなコロナの問題で、それがまだちょっとよく分からないからやめたみたいなことはあってもいけないし、ちょっとその辺万全な対策を取りますというようなことが必要ですね、換気を行っているとかアクリル板がありますとか具体でそういうのをつけたほうが、それが心配で本当は相談行きたいんだけどもみたいなことがあるかもしれない。
石 井 委 員	初めの案内文のところですけども、実際的に校長先生が保護者の方にお知らせするという事はないですね。つまり先生方を通してお知らせするという事ですね。
教育研究所長	実際には校長先生から先生方にこちらを参考にお知らせしてくださいという意味合いです。
石 井 委 員	ですね。それでいきますと、記書きのちょっと上、第２パラグラフなんですが、「ご多忙の折とは存じますが、該当の保護者の方、及び貴校教職員へご案内いただきますよう」となると、教職員も行けるのってというようなそんな読み方がされちゃうかななんて思いまして、ちょっと思いましたのが、「ご多忙の折とは存じますが、貴校教職員を通じて該当の保護者の方へご案内いただきますよう」とされれば誤解はないかなと思いました。
教育研究所長	ありがとうございます。

教 育 長	その他よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和２年度１２月分について）ご報告をお願いいたします。
教育研究所長	いじめ電話相談の１２月分でございます。資料のとおり１２月のいじめ電話相談の件数はゼロ件でございました。以上でございます。
教 育 長	よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	なければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和３年第１回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後２時０３分